13 帰国するとき

帰国する日が決まったら早めに、住んでいるところ、ライフライン、電話、銀行などの解約手続きをします。

帰国する週になったら、市役所で手続きをしてください。

市役所ですること

どこで	なにをする	持っていくもの
総合窓口 市役所１F	① 転出届を出す ② マイナンバーカードを返す ③ 国民健康保険を抜ける＊	□ 在留カード □ (ある場合) マイナンバーカード □ 保険証
市民税課 市役所2F	④ 住民税を払うまたは納税管理人を決める	□ 帰国日がわかるもの (飛行機のチケットなど) □ 給与明細書

＊は国民健康保険にはいっている人のみ

住民税

1年の途中で帰国しても、その年の住民税を納めます。

納税通知書 が届いた人…市役所などで払います。

納税通知書が届く前に帰国する人…日本にいる人に「納税管理人」になってもらい、代わりに払ってもらいます。

帰国する前に、市役所で「納税管理人」を決める手続きをしてください。

国民年金の脱退一時金

国民年金の保険料を６か月以上納めている人は、**帰国後**に脱退一時金を請求できます。

日本にいる人に代わりに手続きをしてもらう場合、委任状が必要です。

くわしくは… 国民年金機構HP https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.html

Eng 简 한 Por Esp Tag ไทย Việ မြန်မာ नेपाली ほか3言語